平成２８年（フ）第３９号
福岡県久留米市京町308番地８
債務者　井上　弘晃
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３号
福岡県八女郡広川町大字新代10番地１
債務者　河村　　都
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第２５号
宮崎県都城市早水町26号10番地４　ベアパレスエンジョイ203号室
債務者　菊島　宜昭
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市上本町14番12―201号
債務者　福留絵理子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市吉野町3355番地33（サンパティークプレイスＢ棟101号）
債務者　川野　桂子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６４号
鹿児島県いちき串木野市栄町66番地
債務者　渡邊　新作
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８号
鹿児島県姶良市東餅田2722番地　県営帖佐団地Ａ棟106号
債務者　鉾之原光子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字登野城２番地41　登野城ビル２―Ｎ
債務者　山口　浩史
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第３１号
長野県松本市桐３丁目７番４―２号
債務者　大澤　房子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３８号
長野県安曇野市堀金烏川3755番地３
債務者　甕　　知子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県明石市松が丘北町１番22号
債務者　中田　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
神戸市西区王塚台４丁目２番地　県住11―102号
債務者　大﨑　善弘
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
神戸市西区持子３丁目７番地　Ｃ―ＡＲＫ　ＫＯＢＥ　ＷＥＳＴ308号
債務者　井口　綾治
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５号
兵庫県朝来市山東町粟鹿437番地11
債務者　平岡　幸子（旧姓隅田）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
松江市雑賀町317番地
債務者　石倉久美子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
松江市鹿島町武代196番地１
債務者　山本　浩代
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
宮崎県日向市大字財光寺1151番地６
債務者　永澤　節子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６５号
石川県野々市市住吉町２番25号
債務者　平山　秋二（旧姓中條）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
金沢地方裁判所民事部